



13 環境省 非予算(構造改革特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省市からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1320050	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項、第28条	都道府県知事は、鳥獣の保護を回るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。		<p>(提案内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域のうち、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を受けることなく捕獲できる特例を設ける。</li> <li>他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる。</li> </ul> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補付直後や収穫直前の農作物等が野生鳥獣による被害を受ける結果、農家の経済的損失だけでなく精神的な影響も深刻となっている。また、これによる農業生産意欲の低下が地域社会の維持にも大きな影響を与えている。</li> <li>猟師の減少・高齢化等により銃猟による十分な捕獲ができない現状に鑑み、また、銃猟による猟射を回避するためにも、区域等を限定した「わな」による捕獲について、一定程度の規制緩和を行うべき。</li> </ul>	C	I	鳥獣保護区で狩猟を認めると、たとえ区域と猟法を限定して実施したとしても、不特定で多数の狩猟者の自主的な捕獲行為を持ち込むこととなり、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しく、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。農林業被害に対しては、有害捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせて、総合的に推進していただきたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	有害鳥獣捕獲も、提案による捕獲の場合も対象鳥獣や猟法、期間、場所を限定して行うものであり、提案の場合に不特定一般狩猟者が行うということだけで鳥獣保護区の指定目的に支障(営巣放棄等)が生じるとは考えられない。農林業被害については、収穫前の被害等により農家の経済的損失に加え精神的な影響も深刻になっており、地域の狩猟者が急激に減少する中、有害捕獲だけでは被害が防げないことから、保護区更新の同意が得られず保護区存続が出来なくなっている。本提案の捕獲行為が保護区の目的達成に支障が生じると懸念する前に、保護区そのものが目的を達することなく廃止(縮小)せざるを得ない状況となっていることもご理解いただきたい。	1 0 3 9 0 8 0	兵庫県	兵庫県	環境省	
1320060	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日没前まで)も銃によるシカの捕獲をできるようにする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第38条	日没前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)をしてはならないとされている。		<p>(提案内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林業被害が著しい地域においてシカの捕獲拡大を進めるため、夜間に行う大量捕獲可能な銃による捕獲したシカの止めし等について、夜間の銃の使用を可能とする。</li> </ul> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが未だ適正頭数に達しておらず、一方、捕獲班員の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある。</li> <li>夜間でも十分な灯火により工事等の様々な社会活動が行われており、対象鳥獣を判別し、安全に銃使用ができる基準のもとで実施可能である。</li> <li>補付を行った場所での射撃であり、照明及び遮隔カマを用いることにより、射撃範囲内の人や動物の識別は、これまでの捕獲取組で確認できている。</li> </ul>	C	I	現行制度においても、止めし時の事故、転倒時や弾詰まりによる暴発事故が依然として発生している実態があることから、事物を明確に見分けられない夜間における発砲については、危険を防止し、公共の安全を維持すること等を確実に担保することが困難である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本提案は、使用場所を限定し灯火により安全性を確保して行うものであり、事物を明確に見分けられる距離、灯火を確保したもとで実施するものである。夜間においても灯火により同様に工事等の安全確保が必要な様々な社会活動が行われており、銃の使用のみが夜間時間帯であることを理由に事故等の危険があるとは言えない。</li> <li>補付を行った場所での射撃であり、投光器等による照明及び遮隔カマを用いることにより射撃範囲内の人や動物の識別は、これまでの夜間の捕獲活動で間違いないと確認出来ているところである。照明を使用しても夜間は危険を防止し、公共の安全を維持出来ないと判断される具体的な理由をご教示いただきたい。</li> </ul>	1 0 3 9 0 9 0	兵庫県	兵庫県	環境省	
1320070	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第20条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項	風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」として審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は、自然公園法施行規則第11条第11項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。		<p>(提案内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本県では、現在、次期地球温暖化防止推進計画について、国のエネルギー政策の動向等を注視しながら策定を検討しており、その中で、自然エネルギーの大幅導入を同計画に盛り込むことを考えている。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。</li> </ul> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の温室効果ガス削減の目標達成に向け、特に電力不足が懸念される現状においては、再生可能エネルギーの導入促進は必要不可欠な状況である。</li> <li>その方策の一つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、一定程度の規制緩和をすべきであり、風車の設置が周辺の風致・景観と調和する場合は、自然公園の風致景観に関する規制を除外すべきである。</li> </ul>	C	III	我が国を代表する優れた自然の風景地である国立・国定公園は、生物多様性を保全するための屋台骨であり、また、国民全体の財産でもある。再生可能エネルギーを国立・国定公園内において導入するに当たっては、国立・国定公園の資質が維持されることが前提となる。風力発電について、全国の導入ポテンシャルのうち、国立・国定公園内に存する割合は約5パーセントであり、まず、公園外において適地を検討すべき。特別地域においては、これまで不明瞭等の指摘があった許可基準について、本年3月に作成した「技術的ガイドライン」で明確にしたところ。このことから、風車の設置が周辺の自然景観を含む風致景観と調和する場合は、自然公園法の許可はなされることから、規制を除外する必要はなく、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。また、具体的な計画があれば、当省に相談されたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電施設の設置場所については、騒音等の問題から、県内で適地が限られており、比較的課題の少ない臨海部工業地域などへの設置の可能性も検討しているところであるが、よい風の条件の得られる自然公園区域においても、設置を促進していきたいと考えている。</li> <li>昨今の原子力発電の停止等による電力不足の懸念から、再生可能エネルギーの導入促進は急務であり、迅速な対応により風力発電設備の設置促進を図る観点から、例えば指定した区域内では、周辺の風致・景観と調和すると県が認める場合(山稜線に設置する場合を除く)は、風致景観に関する規制を除外するなど、柔軟な対応を検討すべきと考える。</li> </ul>	1 0 3 9 1 0 0	兵庫県	兵庫県	環境省	